

『日本の心のふるさと出雲』応援寄附のPRにご協力を お願いします

令和3年度

約19,000名
の皆さまから、
7億1,720万円
を超えるご寄附をいただきました。

出雲の魅力発信にもつながる「日本の心のふるさと出雲」応援寄附について、市外にお住まいの皆さんにご紹介いただきますようご協力をお願いします。

ご寄附をいただいた市外在住の皆さんに、魅力ある出雲の返礼品をお届けします。(出雲市在住の人が寄附をされても返礼品を送ることはできません。)返礼品は約530品の中からお選びいただけます。

ふるさと寄附の申込について、詳しくは、市ホームページ「ふるさと納税」をご覧ください。下記までおたずねください。

THANKS

寄附金は、さまざまな事業で活用させていただきます。皆さまからのご寄附を活用し、令和3年度は下記事業などを実施しました。(一部抜粋)

親子のきずな はぐくみ事業

赤ちゃんのお世話教室、はじめての子育て講座などを行いました。



出雲陸上開催

全国トップレベルの選手が出場する出雲陸上を開催。市内のジュニア期選手の資質の向上を図りました。



おたずね/縁結び定住課 ☎21-6274 メール izumo-brand@city.izumo.shimane.jp

わくわく島根生活実現支援事業 ~東京圏からの移住者向け移住支援金~

東京23区(5年以上在住者または5年以上通勤者)から出雲市へ移住し、移住支援金の対象法人として登録された中小企業等に就業した方に、移住支援金(世帯:100万円、単身:60万円)を支給します。

※18歳未満の世帯員と移住する場合は、18歳未満の子1人につき30万円を加算します。

「くらしまねっと」[注1]に事業の対象として掲載された求人に応募して

就職決定

+

東京圏[注2]から

出雲市に移住

⇒
申請

**移住支援金を
支給**

[注1]公益財団法人ふるさと島根定住財団の移住支援情報ポータルサイト

[注2]東京圏:東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県(東京圏のうち、条件不利地域は対象外。条件不利地域の詳細は、下記へおたずねください。)

1. 就業に関する要件 「くらしまねっと」に掲載された移住支援金の対象求人へ新規に就業された方

2. 移住に関する要件 (1)・(2)の両方に該当する方

(1) 移住元の要件(次の要件の全てに該当すること)

- ① 出雲市へ住民票を移す直前10年間のうち、通算5年以上、東京23区に在住または東京圏から東京23区内に通勤していたこと。
- ② 出雲市へ住民票を移す直前に連続して1年以上、東京23区に在住または東京圏から東京23区内に通勤していたこと。(ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。)

(2) 移住先の要件(次の要件の全てに該当すること)

- ① 移住支援金の申請時において、出雲市に転入後3か月以上1年以内であること。
- ② 出雲市に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思があること。

移住支援金の対象要件は、この他にもあります。まずは、下記までおたずねください。

おたずね/縁結び定住課 ☎21-6629 メール teijyu@city.izumo.shimane.jp

出雲市の情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況をお知らせします

■情報公開制度の運用状況■ (令和3年4月1日～令和4年3月31日)

1. 実施機関別公開請求件数及び公開等の決定状況

実施機関	請求件数	対象公文書数	決定等の状況			
			全部公開	部分公開	非公開	文書不存在
市長	39	113	14	81	4	14
議会	2	10	10	—	—	—
教育委員会	7	21	1	14	—	6
監査委員	1	29	—	29	—	—
消防本部	2	2	—	1	1	—
水道事業	2	2	1	—	—	1
合計	53	177	26	125	5	21

※令和3年度は、選挙管理委員会、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、病院事業への公開請求はありませんでした。

2. 審査請求件数／0件

■個人情報保護制度の運用状況■ (令和3年4月1日～令和4年3月31日)

1. 実施機関別自己の個人情報の開示請求件数及び開示等の決定状況

実施機関	請求件数	対象公文書数	決定等の状況			
			全部開示	部分開示	非開示	文書不存在
市長	16	26	21	3	1	1
教育委員会	1	1	—	1	—	—
合計	17	27	21	4	1	1

※令和3年度は、議会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防本部、水道事業及び病院事業への開示請求はありませんでした。

2. 自己の個人情報の訂正等の請求及び利用停止等の請求件数／0件

3. 審査請求件数／1件

おたずね／総務課 ☎21-6756

えがおに
なあれ

81

子どもたちが明るく元気に育つのを
見ると、未来に希望を感じます。
毎日を心豊かに過ごし、子どもも大人
も、「えがおになあれ」…そんな願いを
込めて、このコーナーを設けました。
(出雲市要保護児童対策地域協議会)

出雲市子ども・若者支援センター (出雲市今市町北本町1-7)

ヤッホー ナヤムナ

電話／0120-84-7867

相談時間／月～金曜日 8:30～17:00
(祝日・年末年始を除きます)

※出雲市のホームページもご覧ください。

“出雲市子ども・若者支援センター”って こんなところ

ひきこもり、不登校、問題行動など、子どもや若者、その家族が抱えるさまざまな悩みについて、相談や支援を行う総合相談窓口として、2011年4月に開設しました。

対象は子ども(18歳まで)だけでなく、39歳までの若者やそのご家族からのご相談に応じています。相談は専任の相談員が対応し、内容によっては他の支援機関を紹介しています。ご本人とお会いすることが難しい場合は、ご家族と面接をしています。

また、本センターでは、相談だけでなく体験活動も行っています。野菜づくり、スポーツ、ハンドメイド、学習支援や職場見学(市内)など、相談員やボランティアと一緒に取り組み、目標に向かう相談者の活動のサポートを行っています。

「外に出られない」「将来のこと、仕事のことが気に

なる」「子どもの行動が気になる」など、ひとりで悩まず、まずはお電話ください。相談員がお話を伺い、良い方向に向かえるよう一緒に考えていきます。

(執筆：出雲市子ども・若者支援センター)



▲農業体験活動の様子

おたずね／子ども政策課 ☎21-6604